

## 第 2 1 回総会 議事録

総会開会時刻 令和 7 年 3 月 2 8 日 (金曜日) 午後 1 時 3 0 分

総会開会場所 市役所 4 階 大会議室

(農業委員の出席)

1 番 一柳 泰徳	2 番 朝日 貴光	3 番 西良 利彦	4 番 前原 良行
5 番 金西 章	6 番 原 美智子	7 番 島田 正明	8 番 豊田 泉朱
9 番 樋富 美行	1 0 番 山越 典子	1 1 番 賀出 勝也	1 2 番 増井 道宏
1 3 番 服部 雅基	1 4 番 川瀬 益栄	1 6 番 井村 美江	1 7 番 森 博之
1 8 番 村岡 宇都美	1 9 番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

8 番 豊田 泉朱 1 5 番 舩越 康博

(農地利用最適化推進委員の出席)

1 区 桑村 善彦	2 区 前島 義夫	3 区 松本 雅史	3 区 中西 信之
5 区 宮田 芳和	5 区 塚井 威史	7 区 徳山 守	8 区 手塚 博
9 区 濱田 武志	9 区 吉成 秀明	1 0 区 宮城 仁	1 0 区 里村 雅博

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

4 区 柳生 敬治 6 区 市山 賢光 6 区 雲井 正博 7 区 森吉 憲三

(出席者)

局 長 横山 篤 次 長 水口 理恵 書 記 武田 嗣未

議 案

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について」

議案第 2 号「農用地利用集積計画案審議について」

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画について」

報 告

報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」

報告第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」

報告第 3 号「農地移動適正化斡旋の取下について」

報告第 4 号「農地改良届出について」

その他

令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

総会開始 午後1時30分

### 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第21回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、4番前原良行委員、13番服部雅基委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、8番豊田委員、15番船越委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数5件、23筆です。

なお、先月の総会の際に、議案書の朗読で、町字が同じ場合は省略してもよいのではないかとご意見をいただきましたので、説明時間の短縮のためにも、今月から省略させていただこうと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田4筆、合計面積3,519㎡、労力不足による賃貸借権設定の申請です。賃貸人は申請農地を相続により取得したものの、自身での農地の耕作が困難な状況が続いております。そこで申請農地の近隣に住んでいる賃借人に賃貸借権設定の話を持ちかけ、双方の意見がまとまり、申請農地が市街化区域に存在することから、利用権設定ではなく農地法第3条の許可申請が提出されました。

聞き取りや添付書類を確認した結果、譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当は私になりますが、私自身の案件でございますので、近隣地域の委員として、村岡委員をご指名させていただきます。村岡委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 村岡委員

村岡です。3月19日に事務所から書類を受け取り、そのまま現地に行って、農地であるか、農地に異常がないか、現場確認に行きました。場所は譲渡人の〇〇さんの実家の前の田んぼで、今にも耕作ができる状態で、畔もできておりました。後日、譲受人の〇〇にもお話を伺いました。お話によると、以前、〇〇は、今回の許可申請の田を〇〇さんの両親に頼まれて耕作されていたようですが、〇〇さんの都合で、耕作をやめられたそうです。今回、新たに県外に住まわれている息子の〇〇さんから労働力不足のため以前に耕作をお願いしていた〇〇宅にお話があったようです。田としては何ら問題はありません。ご審議のほど、宜しく願いいたします。

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。採決に入る前に、私は、整理番号1番の利害関係者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、退席させていただきます。

職務代理者の豊田副会長が欠席のため、議長代理として、以降の進行は、金西副会長にお願いいたします。

（関係委員、退席）

**議長代理（金西副会長）**

副会長の金西でございます。それでは、整理番号1番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

**議長代理（金西副会長）**

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。それでは、利害関係者は復席をお願いします。

（関係委員、復席）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

**事務局（次長）**

整理番号2番と3番は、譲渡人がご夫婦で、関連する内容となりますので、併せてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

**議長（青木会長）**

それでは、2番と3番を併せて、説明し、一括審議としてよろしいですか。

(※「異議なし」の声あり)

## 議長（青木会長）

ありがとうございます。では、整理番号2番及び3番は、併せて説明し、一括審議といたします。

## 事務局（次長）

ありがとうございます。

それでは、2番と3番を併せて、ご説明いたします。

整理番号2番、田10筆、面積14,511㎡、畑2筆、面積193㎡、合計面積14,704㎡、整理番号3番、田1筆、面積749㎡、畑1筆、面積44㎡、合計面積793㎡でございます。両方とも、農業廃止及び相手方の要望による所有権移転の申請となります。

譲渡人のご夫婦は、以前より県外で生活しており、自身での農地の耕作、管理が困難な状況が続いておりました。そんな中、耕作規模の拡大を考えていた譲受人との間で所有権移転の話が持ち上がり、このたび農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、住民票上の住所が〇〇となっており、事務局で聞き取りを行ったところ、〇〇に本店を置く建設会社の代表取締役を務めており、金融機関との取引の関係上、〇〇から動かすことができない、とのことでございました。

また、実際の生活拠点は、年間150から200日ほどを〇〇の賃貸住宅で過ごしているとのことで、証明として〇〇の住宅の、定期賃貸住宅契約書の写しの提出がありました。通作距離につきましては、生活拠点であるこの〇〇の賃貸住宅からの距離となります。

譲受人は〇〇でミカン栽培をしている、と耕作証明書の添付があり、〇〇農業委員会に確認を行ったところ、農業廃止となる地元農家の土地を買い取り、これまでに2作、ミカン栽培を行っており、現在まで問題などは起こっておらず、〇〇で認定農業者の認定を受けているとのことでした。

今回の取得農地には田も多いため、水稻の耕作経験、機械所有状況を確認したところ、今まで7年間稲作の防除作業を行ってきた他は通年の栽培経験はないものの、〇〇市内の認定農業者である〇〇氏に指導・サポートを受けて稲作を行うと申し出がありました。機械についても〇〇氏に借りる形で、耕作の指導を受けながら行うそうです。なお、〇〇氏自身からも「譲受人の耕作の指導を請け負うこととなった」と事務局に報告をいただいております。

また農地ではありませんが、申請農地に隣接している宅地についても譲受人が使用する契約を結んでおり、今後、宅地内に農業関連施設を整備し、加工品の生産等の収益事業の継続を目指すとのことです。

聞き取りや添付書類を確認した結果、譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われれます。

以上でございます。

## 議長（青木会長）

担当の賀出委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 11番 賀出委員

担当の賀出です。現地を確認してきました。〇〇町の〇〇付近は、以前から草がたくさん生えていた状態だったのですが、草を刈ってくれており、これから耕作できる状況になればいいなあ

と思いました。〇〇町の〇〇、〇〇、〇〇は田植えできるような状況になっていました。〇〇さんにも確認したところ、指導をします、ということでお話を伺いました。特に問題はないと思います。ご審議のほど、宜しく申し上げます。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番及び3番の採決に移ります。整理番号2番及び3番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番及び3番は、原案どおり許可といたします。引き続き、整理番号4番について、審議内容の説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号4番、田4筆、合計面積5,343㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。譲渡人は以前より申請農地を手放そうと考えており、元々賃貸借により申請農地の耕作を行っていた譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、このたび農地法第3条の許可申請が提出されました。

なお、後にご報告いたしますが、申請農地につきましては、報告第2号で合意解約が整っております。

聞き取りや添付書類を確認した結果、譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま

それから、担当の船越委員は、本日欠席されておりますが、委員からは、事前に、この案件については特に問題ないとのこと意見をいただいております。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号4番の採決に移ります。整理番号4番の許可について、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号4番は、原案どおり許可といたします。  
引き続き、整理番号5番について、審議内容の説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番、田1筆、面積97㎡、労力不足による所有権移転の申請です。申請農地は竹木が生育しており、譲渡人自身の労力不足のために長い間耕作が行われておりませんでした。譲渡人は自身での管理が困難と考え、地区担当の推進委員さんへの相談などを行ってきておりました。そしてこの度、申請農地の隣地を耕作している譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は農地取得後に、まず重機を使用し竹木の除去を行うとのことです。

聞き取りや添付書類を確認した結果、譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま

す。なお申請農地は、以前に農地移動適正化あっせん事業の申し出がありましたが、あっせん事業以外での所有権移転の話がまとまった、とのことで、後程報告させていただきますが、あっせん申出取下書が提出されております。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当の樋富委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 9番 樋富委員

担当の樋富です。現地確認しました。申請地は道路ぶちにあり、大きなやぶになっていて見通しも悪く、隣接地にも悪影響を与えているようで、権利が〇〇さんに移転することで周りの拡張も非常に良くなると思います。宜しく、ご審議のほど、宜しく申し上げます。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号5番の採決に移ります。整理番号5番の許可について、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号5番は、原案どおり許可といたします。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（次長）

議案書の5ページをお願いいたします。

ご説明の前に、申し訳ありませんが、議案書の訂正をさせていただきます。

このところ、訂正が続いており、大変申し訳ございません。

訂正が多岐にわたるため、みなさまに差し替えをお配りさせていただいております。お手数ですが、5ページから16ページまでは、差し替えの議案書をご覧ください。

それでは、訂正箇所をご説明いたします。

議案が飛ぶのですが、差し替え前の13ページの議案第3号の1番から3番は、議案第2号に入るべきところを誤って、入れてしまいましたので、差し替え前の13ページの1番から3番の3筆につきましては、差し替え後の10ページの最後に、72番から74番として、追加しております。これに伴い、差し替え後の5ページの筆数と面積、差し替え後の11ページの新規と更新別の筆数と面積、差し替え後の13ページの全体、差し替え後の17ページの新規と更新別の筆数と面積が変更となります。また、1ページの目次の件数と筆数も差し替えのとおり、訂正させていただきます。

それでは、差し替え後の議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は40件、77筆です。

### ◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

「農用地利用集積計画」は、地域計画が策定されるまでは従来どおりの手続きとなりますので、今回の案件で最終となります。今回の案件は、本日の総会で承認をいただけましたら、4月1日からの開始ということで公告されますので、この分までは、市の農林水産課で公告いたします。

次の議案第3号が、新しい制度である、「農用地利用集積等促進計画」でございまして、この分は、5月1日からの開始ということで、本日の総会后、開発公社に送り、県で公告をいたします。その手続きに時間を要することから、5月からの開始ですが、3月の総会でお諮りします。

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

利用権設定の申し出のあった農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準といたします。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございまして、これらの基準を満たしているものと考えます。

差し替え後の6ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。なお、所有権移転の案件は、差し替え後の12ページに記載しております。

以上です。

### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。

何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長（青木会長）**

質問、意見がないようですので、採決に移りますが、その前に、農業委員会等に関する法律の第31条の規定により、利害関係者に当たる委員は、議決に関わることができませんので、利害関係者の退席をお願いいたします。利害関係者の一柳委員、森委員は退席をお願いいたします。

そして、私も利害関係者となりますので、退席いたします。以降の進行は、先ほどと同様、金西副会長をお願いいたします。

(関係委員、退席)

**議長代理（金西副会長）**

それでは、議案第2号の採決に入ります。

これを承認するという事について、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

**議長代理（金西副会長）**

異議がないということですので、議案第2号を承認いたします。

それでは、利害関係者は、復席をお願いします。

(関係委員、復席)

**議長（青木会長）**

ありがとうございました。

以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積等促進計画について」、事務局より説明をお願いします。

**事務局（局長）**

差し替え後の議案書の13ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画について」、申請件数は21件、46筆です。

**◆議案書にそって、権利の設定をする者、権利の設定をうける者、権利の設定をする農用地を朗読**

地域計画策定後、農地の賃貸借や使用貸借権を設定する場合等には、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」という。）第18条第1項の規定により、徳島県農業開発公社（以下、「公社」という。）は、農用地利用集積等促進計画を定めることとされております。そして、機構法第18条第3項により、公社が、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聴くとともに、地域計画の達成に資すると認められるかどうかの意見を市町村に聴くものと規定されております。

このように、法律の規定によりますと、本来は、公社が窓口となり、届出の書類の受付をして、計画の案を作成し、農業委員会や市農林水産課へそれぞれ意見の照会を行うこととなるのですが、これは、地域計画内の農地の貸し借りに限られているとのことでございます。

小松島市の場合、農業振興地域内の農用地区域外の農地、いわゆる、白地の場合は、地域計画に含まれておりません。このような農地については、法律上、公社が農用地利用集積等促進計画を作成できないとのこと、この場合は、機構法第18条第11項の規定により、農業委員会が届出の受付をし、計画案を示して、公社に農用地利用集積等促進計画を作成するように要請できることとなっております。なお、このように農業委員会が要請する場合は、前述の公社からの農業委員会への意見照会や市への地域計画についての意見照会は、不要とされております。

そこで、公社と農業委員会、どちらで受付するかということで、色々協議が行われたのですが、農業委員会では、今までの農用地利用集積計画での事務処理の経験がございますし、市と公社間で、短期間で、届出等の書類のやりとりとするのは煩雑ということもあり、徳島県農林水産政策課や公社からの強い要望もございましたので、事務処理としては、ほぼ今までどおり、農業委員会で、更新の案内、新規や更新の届出の受付、内容の確認、計画案の作成、市への地域計画についての意見照会、総会での諮問を行い、その後、公社へ計画案を送ることとしたものでございます。

なお、農業委員会が地域計画内の農地について、促進計画の案を作成するにあたり、法律上の規定はございませんが、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱、いわゆるマニュアルだそうですが、こちらに、地域計画の内外にかかわらず、農業委員会が、促進計画の案を示して、開発公社に促進計画の作成を要請しても差し支えない旨の規定がございまして、こちらの規定が根拠となっております。

それでは、申請内容について、ご説明いたします。今回の案件は、すべて5月1日から開始される予定の更新の案件となります。合計で46筆ですが、賃貸借が30筆、使用貸借が16筆となります。

今回は、更新のみの案件でございまして、特に問題はないと思われまので、農業委員会から農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を策定するように要請をしたいと考えております。

なお、市農林水産課には、地域計画に関しての意見を聴取しておりまして、特に問題はないとの回答を得ております。

先ほどの議案第2号のご説明で、少し触れさせていただいたのですが、促進計画への移行は、本来は、地域計画策定後で、正確には、本市はまだ地域計画が策定されておりましたが、間に農業開発公社を挟むようになったことや徳島県で公告するようになったため、時間を要するとのことで、4月の総会にお諮りすると、5月1日の開始に間に合わないということで、地域計画策定前の時期ではございますが、県や公社と相談し、今月の3月の総会でお諮りしております。

ご審議を宜しくお願いいたします。

#### **議長（青木会長）**

ただいま、事務局より説明がありました。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### **議長（青木会長）**

質問、意見がないようですので、採決に移ります。  
農業委員会として、案のとおり、促進計画の作成を要請することについて、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

### 議長（青木会長）

異議がないということですので、案のとおり、公社に、促進計画の作成を要請いたします。

以上で議案第3号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地移動適正化斡旋の取下について

報告第4号 農地改良届出について

議案外について事務局より報告をお願いします。

### 事務局（次長）

報告からは、差し替え前の議案書をご覧ください。

それでは、差し替え前の17ページをお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、面積821㎡で、住宅用地として、5条届出が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

整理番号2番は、田1筆、面積152㎡で、住宅としての5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数4件、8筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の19ページをお開きください。

報告第3号「農地移動適正化斡旋の取下について」、届出件数1件2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申出年月日、受付番号、取下書受付日、受付番号、取下通知日、受理番号を朗読

整理番号1番、田2筆、合計面積533㎡で、昨年の12月開催の第18回総会で申し出のございました、農地移動適正化幹旋の取下げとなります。先ほど、議案第1号の整理番号5番の際にご説明しましたが、〇〇は、幹旋事業以外での所有権移転の話が進んだため、あっせん申出取下書の提出がございました。

なお、もう1筆の〇〇につきましては、まだ買い手が見つかってはおりませんが、所有者自身で管理を続け、あっせん事業以外で買い手を探していくとのことで、2筆同時の取下げとなりました。

届出を審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理いたしました。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の20ページをお開きください。

報告第4号「農地改良届出について」、届出件数1件1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、通知受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、畑1筆、合計面積878㎡で、今後、野菜を作付けしたいと希望しており、80cm嵩上げをするということでございます。

当該届出地は、四国横断自動車道の工事のために、借用されていた農地でございますが、国から返還された後は、畑としての使用することを計画しておりまして、今回の農地改良届が提出されました。

3方向が市道と河川に隣接し、東側には農地が隣接しておりますが、L字擁壁を施し、土砂の流出がないように処置するとのことでございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局の専決処分により届出を受理しました。

### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外4件について報告がありました。

何かご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の審議に移ります。

「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」事務局より説明をお願いします。

### 事務局（次長）

お手元の資料、「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」をお願いいたします。

最適化活動の目標の設定等については、令和4年の農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知により、毎年3月末までに最適化活動の成果目標・活動目標を設定し、農業会議の確認を受けた上で、4月末までにインターネット等で公表し、都道府県知事に報告することとされておりますので、例年、3月の総会にてお諮りさせていただいております。

なお、目標に設定させていただいております数値につきましては、現段階での数字であることから、若干変動する可能性がございますので、ご了承いただければと思います。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

1 ページ目は、Ⅰ 農業委員会の状況につきまして、統計や農林水産課に確認するなどして記載しております。

次に、2 ページをお開き下さい。

Ⅱ 最適化活動の目標、でございます。

1 最適化活動の成果目標、各項目の数値等のご説明をいたします。

(1) 農地の集積につきましては、①現状及び課題、②目標を記載してございます。目標設定でございますが、徳島県において令和11年度末の集積目標を設定しておりまして、小松島市は45.7%となっております。なお、今年度の集積面積は現在の集積面積から、令和11年度末までに45.7%を達成するように面積を按分した数字を記載しております。

(2) の遊休農地の解消、①現状及び課題につきましては、令和6年度に行った利用状況調査の結果を記載しております。なお、②目標、ア. 既存遊休農地の解消につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間は、令和3年度の利用状況調査の結果を5年で按分した値を解消目標として設定することとなっていることから、前回の令和6年度の目標値と変更はございません。イ. 新規発生遊休農地の解消につきましては、令和6年度に新規発生した緑区分農地、つまり草刈等で耕作が可能と判定された農地の面積を記載しております。

次に、3 ページをお開きください。

(3) 新規参入の促進、①現状及び課題には、直近3か年度の認定新規就農者の値を記載しております②目標につきましては、直近3か年の3条許可及び利用権設定を行った農地面積の平均値の1割を目標値としております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標といたしましては、昨年と同様に10日を目標値としております。こちらについては、農地の見回りも遊休農地解消活動として認められておりますので、日々のちょっとした見回り活動も活動記録簿に記載してご報告いただけますようお願いいたします。

(2) 活動強化月間の設定目標及び(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、昨年と同様の目標設定とさせていただきます。

令和7年度最適化活動の目標の設定等の内容につきましては、以上でございますが、こちらの「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」の資料は、最後に回収させていただきますので、机の上に置いたままで、お帰りいただけますよう、宜しくお願いいたします。

### 議長（青木会長）

ただいま事務局より、「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」説明がありました。何かご質問やご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

### 議長（青木会長）

それでは、その他の案件の採決に移ります。「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を承認することについて、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

### 議長（青木会長）

異議がないようですので、「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」は、承認されました。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いいたします。

終了時刻 午後2時21分

会議録署名委員 4番 前原 良行 委員 13番 服部 雅基 委員